

広島国際大学転学部・転学科規定

1998年2月5日制定

2018年3月9日改正

(趣旨)

第1条 この規定は、広島国際大学学則第22条に定める転学部・転学科について、必要な事項を定める。

(転学部・転学科できる範囲)

第2条 転学部または転学科(学科の専攻を含む)は、志望先の1年次もしくは2年次に申請することができる。ただし、同時に2学科(学科の専攻においては2専攻)以上を志望することはできない。

2 前項にかかわらず、教育上有益と認めるときは、学科間の協議に基づき、志望先の学部長は、3年次への申請を認める場合がある。

(出願)

第3条 転学部または転学科(学科の専攻を含む)を志望する者は、所定の申請書に検定料を添えて、教務部教務課(広島キャンパスにあつては医療経営学部事務室)を経て学長に願出しなければならない。

2 申請書の交付、受理等については掲示により発表する。

(転学部または転学科の許可)

第4条 転学部または転学科(学科の専攻を含む)の可否および学力相当年次の判定は、志望先の教授会で欠員の有無および申請者の在学中の成績等を審査のうえ、学部長が選考し、学長が許可する。

(許可者の発表)

第5条 許可者の発表は、3月下旬に行う。

(適用学則等)

第6条 転学部または転学科(学科の専攻を含む)を許可されたときは、新所属の年次の学生に適用される学則、履修規定および学費を適用する。

2 許可された後の変更は認めない。

(規定の改廃)

第7条 この規定の改廃は、学部長会議および各教授会の意見を聴いて、学長がこれを行う。

付 則

1 この規定は、1998年4月1日から施行する。

2 この改正規定は、2018年4月1日から施行し、2018年度転学部・転学科者の出願手続時から適用する。